

災害発生時対応マニュアル

(大地震、落雷・竜巻・突風等)

龍ヶ崎市城内中学校区

大地震発生時の基本対応について

1 基本的な考え方

- (1) 東日本大震災時の教訓を基に、登下校時に大震災が発生した時の基本的対応を策定した。
- (2) 地震に対する基本的な対応は、児童・生徒・保護者・教職員等の生命の安全を第一に考える。
- (3) 対応に迷った場合は、より安全な対応を行う。
- (4) 登下校中の児童・生徒を学校に避難させる目安として、震度5強以上を基準とする。

1 登校～下校時の「児童・生徒」「保護者」「学校」の対応

「震度5強」以上の地震が発生した場合は児童・生徒の引き取りをお願いする。

※「震度5強」とは、「変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる」「補強されていないブロック塀が崩れる」「自転車の運転がしづらくなる」「軟弱な地盤で亀裂が生じることがある」などの状況。

登校中	【児童・生徒】 ○近くの避難場所に避難・待機する。 ※登校中でも自宅近くの場合は自宅で待機する。 ○被災状況に応じて、学校に向かう。 【保護者】 ○復旧の状況に応じて避難場所や学校に向かい、児童・生徒を引き取る。 ○状況により教職員とともに避難場所へ向かい児童・生徒の引率に協力する。 【学校】 ○復旧の状況に応じて、通学路の点検・安全を確認しながら、各地区の避難場所に向かい、児童・生徒を学校に引率し、保護者に引き渡す。 ※「いつ・誰に」引き渡したかを記録する。
在校時	【児童・生徒】 ○防災計画にしたがって避難する。 ○避難場所本部及び教職員の指示のもと、保護者が迎えに来るまで学校で待機する。 【保護者】 ○学校に向かい、児童・生徒を引き取る。 【学校】 ○学校の被害状況を把握し、地域の状況や通学路の安全を確認する。 ○メール配信・が使用可能な場合は、被害状況及び対応を保護者へ連絡する。 ○学校に保護者が迎えに来るまで児童・生徒を待機させる。 ○保護者が迎えに来た児童・生徒から、引き渡す。 ※「いつ・誰に」引き渡したかを記録する。
下校時	【児童・生徒】 ○近くの避難場所に避難・待機する。 ※自宅近くの場合は、状況に応じて安全に帰宅する。 ○自分のいる位置が学校に近い場合は、状況が安定したら学校に向かう。 【保護者】 ○児童・生徒の帰宅を確認する。帰宅していない場合は、近くの避難場所ですべてを確認する。 ○所在が確認できない場合は復旧の状況に応じ、学校に向かい児童・生徒の所在を確認する。 ○学校からの情報を得て、避難場所へ向かい児童・生徒を引き取る。 【学校】 ○復旧状況に応じて、通学路の点検・安全を確認しながら各地区の避難場所に向かい、児童・生徒の安否確認を行う。被災状況に応じて、児童・生徒を学校に引率し、保護者に引き渡す。 ※「いつ・誰に」引き渡したかを記録する。

指定避難場所について

※通学路で避難・待機できる安全な避難場所を確認しておく。



指定避難所

長戸地区

- ・長戸コミュニティセンター（旧長戸小学校）
- ・長戸コミュニティセンター

八原・城ノ内地区

- ・八原小学校
- ・八原コミュニティセンター
- ・城ノ内小学校
- ・城ノ内中学校
- ・城ノ内コミュニティセンター
- ・総合体育館たつのこアリーナ

地震への対応について

- 1 地震発生後、指示・連絡・通報を的確に行い、全校に周知徹底させる。

(1) ただちに緊急放送で、その場所で児童・生徒の安全が確保されるよう指示する。学校長→教頭→教務または居合わせた職員が放送をする。

(2) 放送がマヒしている場合でも、各教師はその場所で児童・生徒の安全が確保されるように指示する。

(3) 状況により、消防署に通知する。

- 2 小休状態になり、校内で待機することが危険であることが判断されたら、放送で避難（経路、集合場所）を指示する。学校長→教頭→教務または居合わせた職員が放送をする。
※緊急放送が使えない場合はハンドマイクを使用し各学年フロアに避難を指示する。

授業・部活 指導教師が児童・生徒を避難させる。

始業前・休憩・放課後 担任（副担）が児童・生徒を避難させる。

- 3 避難完了後、児童・生徒の安全を確認し報告する。
担任→学年主任→学校長

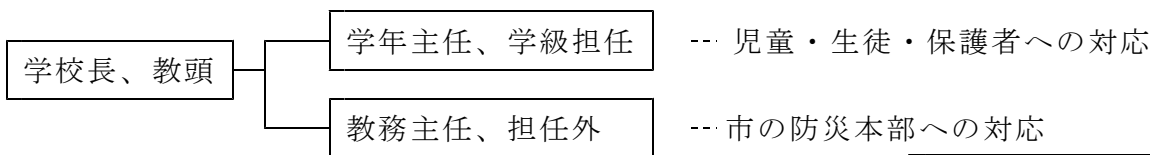
地震の規模が大きいとき（震度5強以上を目安に）

(1) 児童・生徒は保護者へ引渡しとする。

(2) (1)ができない場合は、安全な場所で待機させる。

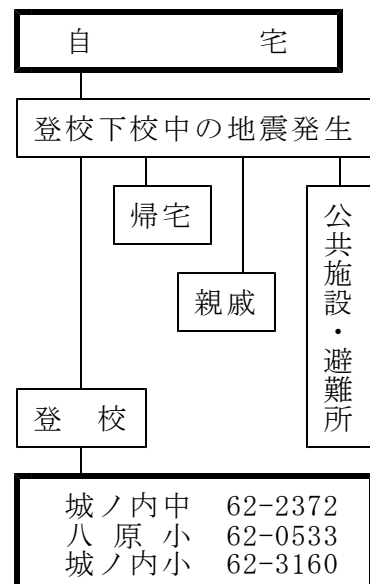
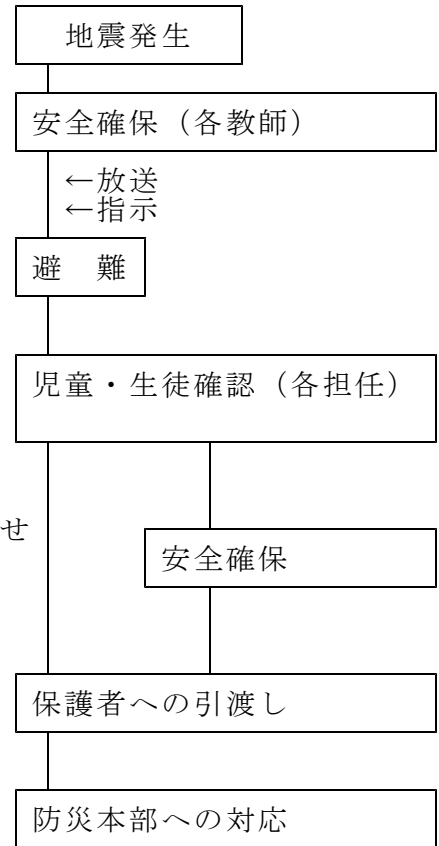
- 4 地震の規模や被害の状況を把握するとともに、市教育委員会や市防災本部と連絡を取り対応する。

- 5 小・中学校が避難場所に指定されているため、一般市民の避難も考えられるので対応する。



- 6 登校途中や下校中の大地震の場合
- ・学校近くであれば登校し、家近くであれば帰宅する。（事前に各家庭で確認しておく。）
 - ・家や学校のどちらからも離れている場合は、比較的近い指定の避難場所（公共施設：小学校など）に避難する。
 - ・地震に遭遇した地点が親戚の家の近くであったら、そこで待機する。（連絡ができるようになったら、学校へ連絡する。）

- 7 地震等に伴い原子力災害が発生した場合
- ・学校における原子力防災マニュアルをもとに対応する。



地震発生1（在校中に発災）

基本方針

児童・生徒の安全確保を最優先し、学校で保護しながら保護者へ引き渡しをする。

状況等	教職員	児童・生徒
①大地震発生 - 震度5強以上の強い揺れ - 強い揺れが数十秒間続く - 蛍光灯や窓ガラスが落下 ②主要地震終了 - 大きな揺れは収まる。 - 教室や廊下にガラスの破片転倒物、落下物が散乱している。	◎緊急放送による指示 《教室・特別室》 - 机の下に潜り机の脚をつかむよう指示する。 - 頭部を守りながら戸を開け避難口を確保する。 《階段・廊下》 - 窓ガラスから離れ、その場で頭を抱え、座るように指示する。 《体育館》 - 窓ガラスから離れ、その場で座るよう指示する。 《校庭》 - 校舎や遊具から離れ、頭を抱えて座るよう指示する。 ◎避難の指示（放送、ハットマイク） 《教室・廊下・階段》 - 整列させ、校庭へ避難させる。歩行が困難な程負傷している児童・生徒は、担任外の職員で搬送する。落下物に挟まれ、救助不可能な児童・生徒がいる場合は、教師1名がその場に残る。 ※担架は保健室常備 《体育館》 - 落下物のない所に整列し、校庭に避難させる。 ※避難場所は校庭を原則とする。	◎放送を静かに聞く体制づくり 《教室・特別室》 - 机の下に潜り、机の脚をつかみ、窓の反対側に頭を向ける。 《階段》 - 手摺りにつかまり、転落を防止する。 《廊下》 - その場で頭を抱えて座る。 《体育館・校庭》 - 指示に従い、安全な場所（校庭や体育館の中央）で座る。 ※休み時間等に地震が発生した場合の対応についての訓練実施 ◎避難指示の確認 《教室・廊下・階段》 - 廊下に整列し、教師の指示に従い避難する。廊下、階段にいる者は教室に近い場合は戻り、遠い場合は自分で校庭に避難する。 《体育館》 - 整列し、教師の指示に従い校庭に避難する。教師がいない場合は自分で避難する。
③余震継続 - 余震が続いている。 ④連絡手段遮断 - 電話もメールも通じない。 ⑤日没 - 日が暮れ外が暗くなる。	◎校庭の指定場所へ避難し、学級毎に整列して人数及び負傷者の確認をし、本部（校長・教頭）に報告する。 ◎本部は各係を指示し、対応する。 所在不明者の搜索、負傷者の応急手当、ショックが強い子への対応、被害程度の確認、市教委等への報告。※体育館玄関ホールのAEDを確認 【AEDの場所】 城ノ内中：体育館玄関左側と保健室外の校庭側 八原小：校長室外の校庭側と体育館入って右側 城ノ内小：職員玄関外の右側 ◎児童・生徒を保護者へ引き渡す準備。※名簿等の記録用紙の準備 ※担任及び学年主任は避難確認カードで引き取りに来る保護者の確認をする。 ※電話等不通 ⇒ まずは学校に来るよう保護者へ周知しておく。 ※担任外の職員で電柱やブロック塀などが倒れていないか、信号機は作動しているかなどの道路状況を確認する。 ◎保護者が迎えに来た児童・生徒から、引き渡す。 ※いつ、誰に引き渡したかを記録する。 ◎残っている児童・生徒を校内の安全な場所に移動させる。校内が危険な場合は校庭で待機する。天候等に応じて可能な対策をする。 ※保健室の毛布、教室のカーテン等の活用。テントの設営。	

地震発生2（登下校中に発災）

基本方針

地域の実態に応じながら、原則として児童・生徒を学校に登校させ、学校で保護しながら保護者へ引き渡しをする。

状況等	教職員	児童・生徒
①大地震発生 ・震度5強以上の強い揺れ ②主要地震終了 ・大きな揺れは収まる。 ・歩道に落下物ひび割れがある。 ③余震継続 ・余震が続く。	◎出退勤途中 ⇒ 学校に向かう ※出勤途中で知り得た情報を教頭か教務主任に報告 ◎在校中の職員は手分けして校舎内外を見回る。 ◎下校中の場合は、職員が学区内の見回りをする。 ◎登校した児童・生徒保護の準備 ※管理職不在の場合の指揮順位 ①教務主任（主幹教諭） ②児童・生徒指導主事 ③保健主事 ④学年主任（上学年から） ⑤担任（上学年から） ◎登校した児童・生徒を確認する。 ◎登校していない児童・生徒がいた場合は手分けして家庭や避難所の確認をする。 ◎地域の人がいれば聞き取り調査をする。	○ブロック屏や窓ガラス、看板、電柱等から離れ、カバンや上着等で頭部を守る。 ○歩道の落下物やひび割れに注意しながら学校に向かう。 ○学校に着いたら学級ごとに校庭の決められた避難場所に並ぶ。 ○学校に来るまでの周辺状況を職員に報告する。
④連絡手段遮断 ・電話もメールも通じない。 ⑤日没 ・日が暮れ外が暗くなる。	◎児童・生徒を保護者へ引き渡す準備。※名簿等の記録用紙の準備 ※登下校中の大地震の場合、学校近くであれば登校し、家近くであれば帰宅する。また、家や学校どちらからも離れている場合は比較的近い指定の避難場所に避難するよう児童・生徒に指導してあることを保護者へ周知しておく。 ※電柱やブロック塀などが倒れていないか、信号機は作動しているかなどの道路状況を確認する。 ◎保護者が迎えに来た児童・生徒から引き渡す。 ※いつ、誰に引き渡したかを記録する。 ◎残っている児童・生徒を校内の安全な場所に移動させる。校内が危険な場合は校庭で待機している。気温の天候等の状況に応じて、可能な対策をする。※保健室の毛布、教室のカーテン等の活用。テントの設営。	

地震発生3（避難所としての対応）

基 本 方 針

学校は児童・生徒の安全確保と保護を最優先とする。避難所としての対応は避難所運営委員会が中心となり、可能な範囲で協力する。

状況等	教 職 員	児 童 ・ 生 徒 ・ 避 難 者
大地震発生	◎避難所支援班編成の準備をする。 教頭、教務主任、担任外職員、用務手 ◎校庭の避難場所の区割りをし誘導する。 ・児童・生徒：○○○ ・避難者：○○○ ・負傷者：○○○	○児童・生徒が校庭に避難する。 ●地域住民が学校へ避難し始める。 ○保護者が来校し児童・生徒を引き取り始める。
市職員到着	市職員が中心となり、教職員の一部が協力しながら避難所運営業務の準備をする	
日没後	◎引き取りがまだの児童・生徒と地域住民を校内の安全な場所に移動させる。 ①地域住民の避難場所と人数が増えた場合の増設場所を決める ※城ノ内中：武道館 → 体育館 → 校舎内指定場所 八原小：体育館 → 校舎内指定場所 城ノ内小：体育館 → 校舎内指定場所 ※できるだけ自治会ごとに固めるようにする。 ※引き取りを待つ児童・生徒のスペースとして、体育館玄関ホールを確保する。 ※職員室、校長室、保健室は原則として開放しない。 ②地域代表やPTA本部役員と協力しながら避難民者の組織作りを行い、運営する。 ・避難者の人数や氏名、負傷者、体調不良者の把握 ・備蓄物資（防災コンテナ）の配給準備、配給方法の検討 ・地域住民への連絡調整 ③トイレの確保を図る。 ・タンクの水を飲料専用にし、トイレはプールから水を運び、バケツで流す。 ・防災コンテナからマンホールトイレ用のテントや貸機材を取り出し、マンホールトイレを設置する。 ・防災コンテナの簡易トイレ、凝固紙付便袋および使用済収納袋をトイレに設置する。 ④地域代表やPTA本部役員と連絡を密にしながら対応し、秩序の維持を図る。 ⑤学校再開の準備を始める。	●地域住民は原則として体育館、武道場へ移動
休日や夜に発生した場合	①職員は学校に駆けつける。その際に学校周辺の状況も確認する。 ②校内の安全確認をする。 ③市職員と協力し、地域の避難者へ対応する。（内容・手順は上記のとおり） ④手分けして児童・生徒の安否を確認する。	

災害後の心のケア（管理職、養護教諭、担任等の役割）

基 本 方 針

児童・生徒の心身の健康状態を長期的に把握し、市教育センターと連携を図りながら、個別的、全体的な心のケアに努める。

	管 理 職	養 護 教 諭	担 任 等
震災から学校再開まで	①児童・生徒の安否確認 被災状況、心身の健康 状態把握の指示 ②臨時の学校環境衛生検 査の実施について検討 ③職員間での情報の共有 ④職員の心のケアに向け た校内体制組織作り ⑤児童・生徒の心のケア に向けて組織体制作り ⑥心のケアの対応方針の 決定と共通理解 ⑦地域の関係機関等との 協力体制の確立 ⑧保護者との連携 ⑨こころの緊急 支援チ ームの受け入れ	①安否確認と心身の健康状 態把握 ・健康観察の強化 ・職員間の情報の共有 ・担任等との連携 ②保健室の状況確認と整備 ③管理職との連携 ④学校医、学校薬剤師との 連携 ⑤心のケアに関する啓発資 料の準備 ※障害や慢性疾患のある生 徒への対応	①安否の確認と被災状況、 心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ②学校再開に向けての準備 ・校内の被害状況、衛生状 況の調査 ・安全の確保 ③養護教諭との連携 ※障害や慢性疾患のある児 童への対応
学校再開から一週間まで	①児童・生徒の心身の健 康状態の把握と支援活 動指示 ・臨時の健康診断の検討 ・教職員間での情報共有 ・医療機関等との連携等 ②保護者へ啓発活動実施 の指示 ③安全・安心確保への対 応 ・被害の拡大、二次的被 害の防止	①児童・生徒の心身の健康 状態の把握 ・健康観察の強化 ・質問紙調査、相談希望調 査 ・教職員間での情報共有 ②啓発資料の配付作成 ③心のケアに関する保健指 導の実施 ④健康相談の実施 ⑤学校医等との連携 ⑥感染症の予防対策 ※障害や慢性疾患のある児 童への対応	①児童・生徒の心身の健康 状態の把握 ・質問紙調査、相談希望調 査 ②保護者との連携 ・啓発資料の配付 ・家庭での健康観察の強化 依頼 ・個別指導 ③養護教諭との連携 ※障害や慢性疾患のある児 童・生徒への対応
再開後一週間から六月	①継続的な心身の健康状 態の把握と支援活動の 指示 ②心のケアに関わる校内 研修会実施の指示 ③保護者説明会の実施と 保護者への支援 ④地域住民への協力依頼 ⑤ボランティアの受け入 れ	①児童・生徒の心身の健康 状態の把握と支援 ②心のケアの継続支援・校内 組織との連携 ③啓発資料の作成 ④健康相談の実施 ⑤心のケアに関する校内研 修会の企画・実施 ⑥学校医等との連携 ⑦感染症の予防対策	①児童・生徒の心身の健康 状態の把握と支援 ②校内研修会への参加 ③保護者との連携・啓発資 料の配付 ④養護教諭との連携 ⑤学級活動での保健指導の 実施 ⑥心のケアを図るための学 級経営の充実

落雷、竜巻・突風等の対応について

1 発生時の危機管理

発達した積乱雲がもたらす落雷や竜巻等突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難である。屋外での教育活動においては、指導者は、随時に気象情報を確認することで落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、児童・生徒の安全を確保する。

(1) 情報収集等

- ・テレビやラジオ、インターネット等で雷注意報や竜巻注意情報等の気象情報を入手する。
- ・積乱雲は急に発達することがあるため、屋外での活動前だけでなく、活動中も随時空の様子に注意し、レーダー・ナウキャスト（気象庁）等の気象情報を入手して最新の状況把握に努める。
- ・屋外で活動する際は、朝から天気予報に注意する。特に「大気の状態が不安定」「急な雨に注意」「雷を伴う」「竜巻などの激しい突風」といったキーワードに注目する。
- ・竜巻注意情報は有効期間を発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には再度発表されるので注意する。

(2) 落雷・竜巻等突風の予兆

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

(3) 具体的対応

落雷による事故は、生命に危機を及ぼす重大な事故になりやすいが、適切な判断により事故を防ぐことが可能であることから、屋外での活動中において、天候が急変しそうな予兆がある場合には、気象に関する情報を収集するとともに、早めに中断し避難等の対応を行うことが重要となる。

本県、本市は落雷の多い地域であり、また落雷は竜巻よりも発生頻度が高いことから、教職員と児童・生徒が落雷について正しく理解し、状況に応じて自分の身を守れるよう指導しておく。

※ 【安全な空間に避難できない場合の対応】

近くに安全な空間が無い場合は、電柱、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れたところ（保護範囲）に避難する。

高い木の近くは危険であるため、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2 m以上は離れる。

姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにする。

雷の活動が止み、20分以上経過してから安全な空間へ移動する。

(4) 留意点

- 休日や登下校時等においても、児童・生徒等が自分で判断して身の安全を確保できるように、日常の指導の中で、以下の点について十分理解させておく。
 - ① 積乱雲がもたらす急な大雨、落雷、竜巻等突風について
 - ② 積乱雲の近づく兆しがある場合のとるべき行動について
 - ③ 雷や竜巻等突風の特性について
 - ④ 安全な避難場所について等

- 校外活動中は教職員の指示がとおりにくく、人員を把握が難しくなることを想定し、早めの避難開始を心がける。また、テントや樹木等が倒壊したり吹き飛ばされたりする可能性もあるため、飛来物の接近にも注意させる。

※【局所的大雨に対する留意点】

急激な積乱雲の発達、落雷、竜巻等突風の他に、短時間での局所的な大雨（ゲリラ豪雨）をもたらす危険性もあることから、以下の点についても留意する。

- 河川敷など川沿いで活動する場合は、急な増水に備えて、速やかに川から離れられるよう、あらかじめ避難経路を確認する。橋の下での雨宿りは厳禁である。
- 上流にダムがある場合はダム放流を通知するサイレン等にも注意する。
- 1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると、側溝や下水、小さな川が溢れることもある。都市部で地表がコンクリートで覆われているような場所では、1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨で、地下室に水が流れ込んだり、マンホールから水が噴き出しふたが外れることもある。このような短時間強雨の場合は、川や用水路などの危険なところから離れ、しばらく屋内に避難させ、むやみに外に出さない。

2 事後の危機管理

(1) 災害対策本部の設置

- ・災害の規模・被害状況等を踏まえた、学校としての組織的な災害対応
- ・消防防災計画で定める自衛消防組織の編成（本部長（校長）が不在の場合は、副本部長（教頭）が指揮を執ることとする）

(2) 被害状況の確認等

- ・児童・生徒等の安否確認及び心理面の状況把握
- ・学校施設、ライフライン等の被害状況の確認
- ・児童・生徒等の家族及び住居等の被害状況の確認
- ・通学路等、近隣の被害状況の確認

(3) 被害状況を踏まえた対応

- ・教育委員会への被害状況の報告、連携
- ・学校施設、ライフライン等の復旧
- ・通学路の安全確保
- ・児童・生徒等の心のケア

(4) 応急的な教育計画の作成

- ・教育施設の破損等がある場合の応急的な教育計画の作成と、保護者及び児童・生徒等への連絡
- ・自宅学習を支援する学習課題等の提示
- ・注意事項等の情報発信

(5) 避難所運営支援

- ・市町村・自主防災組織等との協議による学校施設の利用計画を事前に明示